## ■役員変更等届出書 提出時チェックリスト

書類作成時の、また、提出前の確認用として、ご活用ください。

役員変更等届出書は、役員変更(再任を含む)があった場合、速やかに福島市に提出してください。 なお、記載項目は形式的要件であり、内容の確認後に、別途ご連絡することもございます。

書類名	部数	チェック項目	<b>*</b>
役員変更等届出書	1部	市の様式(様式第4号)を使用しているか。	
		法人の名称、主たる事務所所在地、代表者の氏名、電話番号の記載 があるか。	
		変更年月日、変更事項、変更内容が記載されているか。	
変更後の役員名簿	2部	役員全員の役職名、氏名、住所、 <u>報酬の有無</u> が記載されているか。 ※報酬の有無について記載がない法人が多く見受けられます。	
		報酬を受ける役員の数は、役員総数の1/3以下であるか。	
		2部のうち1部は「住所又は居所」の記載を削除しているか。	
※役員の就任承諾書 及び 誓約書の写し	1部	新任の役員について、添付されているか。	
		就任承諾書及び誓約書に、「法第20条各号に該当しないこと」、 「法第21条の規定に違反しないこと」の誓約文が入っているか。	
※役員の住所又は 居所を証する書面	1部	新任の役員について、添付されているか。	

※就任承諾書及び誓約書の写し、住所又は居所を証する書面(住民票)は、新任の役員についてのみ必要です。 また、理事から監事、監事から理事に就任した場合は就任承諾書及び誓約書の写しが必要となります。

~手続きは役員の辞任・新任の場合だけではありません!~

役員の任期はNPO法で最長2年間とされていますので、少なくとも2年に1度は改選を実施します。 役員が全員再任の場合でも役員変更等届出書の提出が必要です。

法務局への手続きは行っていたが、所轄庁への手続きを忘れていた…というケースが多く見受けられます。 届出が必要なケースについて、再度確認しましょう。

## 届出が必要な変更事項

- (1)任期満了
- (と)再付
- (3)死亡
- (4)辞任 (5)解任
- (6)氏名、住所又は居所の変更 ⇒住所又は居所を証する書面(住民票)の添付は不要
- (7)新任

役員の改選があった場合、市に報告する準備を進めておきましょう。